

三春町告示第126号

平成28年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月23日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成28年9月2日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成28年9月2日三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第76号 指定金融機関の指定変更について

議案第77号 町道路線の認定について

議案第78号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

議案第79号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第80号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第81号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第82号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第83号 平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成27年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成27年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成27年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成27年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

平成28年9月2日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	佐久間 幸 久	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	増 子 伸 一	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	滝 波 広 寿

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	本 間 徹

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年9月2日（金曜日） 午前9時59分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 監査報告

- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託
- 第 10 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時36分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成28年三春町議会9月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番松村妙子君、5番山崎ふじ子君のご
両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より9月13日までの、12日間といたしたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より9月13日までの12日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたしますので、ご了
承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より平成28年度、第3回、第4回、第5回の例月出納検査
報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元に配付しました、議案第76号「指定金融機関の指定変更について」から、
議案第92号「平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までの17議案
であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
鈴木町長

○町長 9月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いた
します。

最初に、除染事業に関する取組み状況であります。町内全域で、今年度内の完了を目指し、
「三春町除染実施計画」に基づく除染事業を実施しております。仮置き場につきましては、
除染廃棄物のすべてが無くなるまで適切に管理を行って参ります。なお、環境省に対し、仮
置き場からの早期搬出を強く要望しているところであります。

次に、避難自治体への復興支援、復興公営住宅建設についてであります。恵下越地内の葛
尾村の復興公営住宅は、計画された106戸の全てが完成し、8月末時点で105戸、23

2人が入居されております。富岡町などを対象とする平沢字四合田地内の県営の復興公営住宅につきましても、年内の入居に向け、計画されている92戸の建設が進められており、今後も、両自治体等の復興に向けた支援を継続して行って参ります。

続いて、平成27年度に、第7次長期計画に掲げた6つの基本目標を実現するため、取り組んだ主な施策と決算の概要について説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取り組みであります。除染事業では、平成26年度に町内全ての地区に仮置き場が完成したことにより、町内全域で除染のための事前調査及び住宅地・町道などの除染を推進しました。放射性物質の測定・検査及び健康管理対策では、放射線量モニタリング調査、食品等放射能測定、ホールボディカウンター検査と併せ甲状腺検査を実施いたしました。また、風評被害払拭のため、町のマスコットキャラクター「こまりん」を活用した各種イベントへの参加や、首都圏での町内製品のPR事業、農産物の直売事業などを行いました。防災力の向上対策では、貝山字沼倉地内の防火水槽の整備、中妻分団への消防ポンプ積載車、御木沢分団への小型ポンプの配備を行い、交通・防犯対策では、カーブミラー、ガードレールなどの安全施設の工事やLED防犯灯の設置などを実施いたしました。

次に目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。道路網の整備、道路維持補修のため、町道四反田・富沢線ほか6路線の改良、舗装補修事業を行い、生活道路整備事業では、14地区に助成金を交付いたしました。老朽化した橋の補修では、三春北大橋の補修工事を行い、また、県が進める桜川の河川改修工事の用地交渉や県道改良事業などへの協力、支援を行いました。新エネルギーの導入促進では、住宅用太陽光パネルや蓄電池の設置者に対し、補助金を交付いたしました。

目標の3は「豊かな心と文化を育むまちづくり」であります。子育て支援施策では、子ども・子育てに関する支援事業の進行管理を行い、また、少子化対策の一環として「若者の出会いの場創出事業」を実施いたしました。確かな学力と生きる力の育成のため、26年度に実施した学力検査テストの結果分析に基づいた授業改善を進め、キャリア教育では、中学2年生の教育課程に職場体験を位置付け、関係機関の協力を得て実施いたしました。芸術・文化・スポーツ活動では、三春交流館「まほら」と三春交流館運営協議会による自主事業の開催、歴史民俗資料館においては、春・夏の企画展、秋の特別展などを開催いたしました。また、ふくしま駅伝では、町の部で3年振りの優勝を果たすことが出来ました。

目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取組であります。町民の健康増進のため、健康診断の受診向上に向け、集団検診の早朝や土日開催などを行い、未受診者への受診勧奨を積極的に実施いたしました。障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉サービスや障がい児通所への給付などより、障がい者福祉の向上に取り組みました。また、障がい者総合支援法に基づく支援事業として、聴覚障がい者とコミュニケーションの仲介を担う手話奉仕員養成研修事業を実施いたしました。高齢者福祉の対策では、補助事業による地域密着型介護サービス事業所の建設を支援いたしました。

目標の5は「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。農業振興対策では、経営所得安定対策の推進や、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む組織の支援などを行いました。企業誘致等による働く場の確保のため、産業・観光復興投資促進特区制度などを活用し、企業活動の支援を行い、また、工場等立地促進条例に基づく奨励金制度により、4社へ奨励金の交付を行いました。中心市街地の活性化と街なか整備の推進では、空き店舗対策の利活用により、中町の蔵3店舗が開業いたしました。観光振

興策では、春に「第1回お城山まつり」、秋には、富岡町・葛尾村と共催で「三春秋まつり」を開催し、更には、年間を通じた着地型旅行となりえる素材の商品化のため、三春まちづくり公社と連携し体験型旅行事業を実施するなど、通年型観光の創造に努めたところであります。

目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。行財政経営の適正化・効率化を図るため、平成27年度から31年度までを推進期間とした「第5次三春町行財政改革大綱」の目標達成に向けた取り組みを推進いたしました。社会保障・税番号制度の導入を踏まえた町民サービスの向上対策では、必要なシステム改修などの対応を行うとともに、マイナンバーカードの申請受付・交付を開始し、マイナンバーカードを利用した行政証明書のコンビニ交付サービスの開始準備を進めました。

次に、決算の概要であります。平成27年度は、実施した施策でも申し上げましたとおり、原子力発電所事故からの復興・再生、町民が安心して生活していくために必要な社会保障関連、子ども・子育て支援分野などに財源を優先的・重点的に配分いたしました。歳出決算額は、一般会計が74億7,972万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が75億6,860万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、14億5,456万円でありました。町債については、平成27年度末借入残高が、一般会計で73億5,306万円、前年比5億2,207万円の減少となりました。水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて32億6,012万円で、前年比2億9,375万円の減となりました。続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、90.7%と前年度より3.1ポイント減となり、実質公債比率も7.9%と前年より1.3ポイント減となりました。また、将来負担比率についても25.5%と前年より7.8ポイント減となるなど、財政指標は年々改善しております。改めて、議会をはじめ、町民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提案いたしました議案につきましては、指定金融機関の指定変更をはじめ、町道路線の認定、条例の制定及び補正予算、剰余金の処分と決算認定であります。これらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重に審議され、全議案可決、承認いただきますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第76号「指定金融機関の指定変更について」から議案第92号「平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第76号「指定金融機関の指定変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第77号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議場内がですね、ちょっと気温が高くなっていると思いますので脱衣を許します。

○議長 議案第78号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第80号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第81号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第82号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第83号「平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第84号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第85号「平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第86号「平成27年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第87号「平成27年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第88号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第89号「平成27年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第90号「平成27年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分、及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書・処分計算書(案)、及び収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第91号「平成27年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第92号「平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

…………… 監 査 報 告 ……………

○議長 質疑なしと認めます。

日程第7により、監査報告について、監査委員から平成27年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

大津 代表監査委員

○代表監査委員

平成27年度の各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は、私、大津と議会選出の日下部三枝委員でございます。

決算・審査・意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、審査の概要であります。

審査の期間は、平成28年8月1日から5日までの5日間であります。

審査の対象は、(1)の平成27年度三春町一般会計決算から、(11)の平成27年度三春町病院事業会計決算までの11件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、平成27年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成27年度基金運用状況調書並びに平成27年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書で詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、決算審査意見書の16ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思っております。16ページをお開きいただきたいと思っております。

1 財政運営全般について

平成27年度は、東日本大震災からの復興事業により6回の補正予算を編成したが、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は77億6,882万円で、地方交付税や国庫支出金等が減少したため、前年に比べ5,017万円の減となった。また、自主財源の約6割を占める町税においては、引き続き高い徴収率を維持できたものの、法人町民税の減収等で378万円の減となりました。特別会計の歳入額は、放射性物質対策特別会計を除いて、前年を上回る結果となったことは大変喜ばしいと考えている。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努めるとともに、定住促進施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤の安定を望むものであります。

また、一般会計の歳出額は74億7,972万円で、子ども・子育て支援給付等事業、行政証明書コンビ二交付システム構築事業、着地型観光商品開発業務をはじめ、数多くの新規事業を展開したことや、小・中学校、幼稚園・保育所、地区交流館等の公共施設の補修・修繕等に集中して取り組んだこともあり、前年に比べ1億8,122万円の増となった。今後は、昨年度に策定した、「三春町人口ビジョン」や「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、他計画との施策・整合性を図りながら各種事業を展開していただきたい。一方で、三春町第5次行財政改革大綱実施計画に基づいた事務事業の見直しや経費の縮減等を行いながら、効率的な行政運営に努めることを期待したいと思います。

次に、平成27年度の町債の発行額は、1億4,910万円と昨年度比2億9,390万円の減となり、健全財政を進めるうえで大変喜ばしい結果となった。また、町債残高については、定期償還により年度末残高で73億5,306万円まで減少しているが、引き続き町債発行の抑制や定期償還に努めてほしい。

各種財政指標については、経常収支比率は前年度比3.1ポイント減少したものの、依然として高比率が続いており、財政構造の弾力性が損なわれている状況なので注意が必要であります。また、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率とともに徐々に財政健全化の方向に進んでいるが、今後も更なる改善を期待したいと思います。

2 除染事業について

平成26年度までに町内全域の仮置き場の整備が完了し、昨年度は各地区とも住宅地等や町道の除染業務が順調に進むとともに、放射線量の定期的な測定や仮置き場の適正な維持管理により、放射能への町民の不安解消、安全・安心な暮らしの回復に十分に寄与しております。

中妻地区と中郷地区は、住宅地等や町道の除染はすでに完了し、北部三地区は住宅地等除染が終了、町道除染の一部を残すのみとなっている。三春地区は、八幡町・荒町・北町・八島台の住宅地等や町道の除染が完了し、今年度は大町・中町・新町の除染を行っている。また、岩江地区は、上舞木の除染が完了し、今年度は山田と下舞木の除染を行っている。町内除染の未完了地区については、平成28年内の除染完了を目指してほしい。

また、北部三地区の第2仮置き場の測量・設計が行われたが、平成28年度においては早期に整備を完了させ、除染廃棄物の早期受入開始を期待する。

さらに、昨年11月に、環境省福島環境再生事務所による、北部三地区仮置き場の除染廃棄物の中間貯蔵施設への搬出が行われたことは、除染廃棄物ゼロに向けた新たな前進であり、大変喜ばしいと考えております。

また、昨年11月20日には、三春町、三春町議会、三春町自主防災会連合会の連名で、「中間貯蔵施設の整備促進について」と「国の除染ガイドラインに沿って仮置き場整備を行ってきた三春町からの除染廃棄物の優先搬出について」、環境大臣に対して行った要望活動については大いに評価ができます。今年6月にも環境大臣への要望を行っていますが、原発事故前の安全・安心な暮らしを取り戻すためにも、今後も環境省への除染に係る要望活動を強く希望したいと考えます。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決算審査の報告といたします。以上であります。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第92号までは、お手元に配付しました付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託、並びに全体会とすることに決定いたしました。
なお、付託以外の議案についても各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました陳情事件文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第10報告事項について。

報告第5号「平成27年度財政の健全化に関する比率の報告 について」
報告第6号「平成27年度三春町第三セクターの経営状況報告について」
町長より報告がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

……………**散 会 宣 言**……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時36分)

平成28年9月3日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副町長	坂 本 浩 之

総務課長	佐久間 幸 久	財務課長	佐 藤 保 良
住民課長	遠 藤 信 行	除染対策課長	村 田 浩 憲
税務課長	増 子 伸 一	保健福祉課長	佐久間 孝 夫
産業課長	新 野 徳 秋	建設課長	伊 藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠 藤 弘 子	企業局長	滝 波 広 寿

教育委員会委員長	武 地 優 子	教育長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課 長	影 山 敏 夫	生涯学習課長	本 間 徹

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年9月3日（土曜日） 午前10時開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 皆さん、おはようございます。多数の傍聴者の方には、お忙しい中、傍聴にお越し
いただきまして、ありがとうございます。御礼を申し上げます。座って進めていきたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たり、議長より傍聴者の皆様に申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、本年度より6月と9月の定例会については、土曜日の一般質問を実施しております。

さらに、本年6月定例会より、議会本会議の録画映像を町ホームページにおいて配信しております。インターネットに接続しているパソコンから、録画した本会議の様子をごらんいただけます。そちらの方も、ご利用いただければと思いますので、ご案内申し上げます。

さて、本日は、6名の議員が登壇し、一般質問を行います。どうか、時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされますよう、お願いいたします。

三春町議会では、省エネ対策の一環として、5月から9月までクールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、会議に先立ち報告いたします。

執行者側より、一身上の都合により武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として橋本稔教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

脱衣を許します。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を、順次許します。

○議長 15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

15番、佐藤弘君

第1の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) さきに通告してあります3件について質問いたします。

初めに、環境創造センターについてであります。

平成24年11月に町当局と議会は、県の環境に関する担当者を招き、環境創造センター整備計画について説明を受け、質疑、県より回答をいただきました。その中には、①山林や公園の土壌、河川の泥を測定することがあるので、比較的放射性物質の濃度が高いものを持ち込むことがある。②運搬に関しては、常に線量測定管理を行う。周辺に影響を与えることのないように管理する。③持ち込んだものの処分については、除染に準じて、中間貯蔵施設ができるまでの間、施設内に置いておくことになる。などなど回答があったわけですが、今、全ての館が完成し、除染等調査、研究、情報収集、発信、教育、研修へスタートしたところでありますが、町民の安全安心のため、センターの周りにモニタリングポストを配置すべきと考えます。また、センター内で土壌の除染として、放射性物質を分離する研究がなされるようではありますが、その場合、放射性物質の濃度は高く、量的に多くなれば、安全性が問題になると思いますが、最終的にはどれだけの量になるのか、線量はどうか、当センター内で研究調査されるものは施設内に置くと言われておりますが、本当に安全なのか、町として、町民に説明すべきと思いますが、いかがでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長

○町長 質問にお答えいたします。

福島第一原発事故から5年が経過し、三春町においても放射性物質に対する町民不安を取り除くために、これまで除染作業をはじめとして、さまざまな施策を進めて参りました。そのような中、福島県内の環境回復・創造に向けた総合的な拠点として、環境創造センター全館が田村西部工業団地内にグランドオープンしました。

7月21日にオープンした交流施設の「コミュタン福島」は、放射能に対する疑問や不安に答え、放射能を身近な視点から理解する施設となっております。県内の小中学生も数多く見学に訪れており、町民の皆様も、ぜひ、見学され、放射能に対する知識を深めていただきたいと思います。

なお、環境創造センターは、放射線や環境問題を研究する施設でもありますので、センターにおいても放射線のモニタリング測定を実施しております。今後、測定データにつきましては、センターと調整の上、町民の皆様へ周知して参りたいと考えております。

環境創造センター内で土壌から放射性物質を分離する研究については、熱処理により汚染した土壌から放射性セシウムを分離し、セメント材などとして再利用するものであります。実用化されれば、除去土壌の量を大幅に減らすことが可能になります。

また、実験で使用する放射性物質は、ごく少量であると聞いております。

さらに、町外で採取し提供された試料は、原則、研究終了後に提供もとに返却されるなどしておりますので、最終的に施設内に保管される量も少ないと思われまます。

なお、放射性物質の濃度が高くなったものについては、関係法令などにに基づき、適切に管理することを確認しております。

町としましては、今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるよう、環境創造センターへ働きかけて参りたいと考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君

○15番(佐藤弘君) ただいまの答弁について、大体了としたいと思いますけども、2点ほどちょっとお尋ねをしたいのは、町外で採取をしたものを、したところに返すと、こういうような答弁でありました。前に言っているのは、研究したものは、館内にそのまま保存をするみたいな発言をしていますので、そこが再度、県のほうに問い合わせ、間違いなく返しているというか、返したということなのか、その確認を1点。それから、もう一点は、要するに、分離をして、放射性物質だけ分離をされれば、当然濃度が高くなるということになると思うんですけども、それらについて、関係法令などにに基づき、適切に管理していくと、一般的には、大丈夫なようにやんだべなど、こういうように思うんですけども、関係法令などと言われると、実際はどういうような処理なんですかとやっぱり聞いておかないと、私も一般の町民の方から、関係法令などに基づいてって答弁あったけど、あれはどういうことですかと聞かれたとき、私も答弁できないもんですから、できれば、高くなった濃度のものについての処理について、具体的にわかれば答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 遠藤住民課長

○住民課長 ただいまの質問についてお答えいたします。まず、町外で採取されたものについて県のほうでの回答は採取されたところに戻しますと、原則戻しますという回答であったんですが、研究した結果、変性されて、返還されたものについては、環境創造センター内に

保管するというふうに聞いております。

2点目なんですけども、放射性の特別措置法、中間貯蔵施設等に運ぶ基準というのが8,000ベクレル以上、放射性セシウムが8,000ベクレル以上含まれているものについて、中間貯蔵施設に運び込むというふうなことで、関係法令等には記載されております。それに基づいて処理するというので、環境創造センターのほうから回答をいただいております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君

○15番(佐藤弘君) ただいまの関係法令上というのは、中間貯蔵する、それなりにということでありまして。この中間貯蔵施設に運ぶ、運ぶまではそのまま置いておくという、要するに濃度が高くなったものについても置いておくということに理解されるような答弁だと思います。あくまでも、ここにおいては、濃度が高くなったものについてはということ、関係法令上処理するというので、その関係法令上というのは、中間貯蔵施設にいずれ持っていくと。ただ、即持っていくんじゃない、三春の場合も同じですけども、いつ持っていくかというのは、いまだにはっきりしない。したがって、それと同じ扱いで、とどめておかれる、高くなってもとどめておかれると、こういうことになるんでしょうか。ある意味では、全般的に、そんなに高いものを扱わない、または、要するに、町外からのものは返す。したがって、残るものについては、濃度が問題になるような濃度でないのが、残るみたいな前半発言に、答弁になっているんで、私は安心なのかとか思ったんですけども、今の答弁ですと、やっぱり高くなったら、置いておくしかねんだと。あとは、中間貯蔵施設には運ぶという、そういうような答弁になると、ちょっと心配な点も出てきますので、その辺、濃度的な問題の中で、どれほどの濃度になればというものも全くないし、中間に運ぶ時期についても明確でない中で、とどめ置くということについての安全性については、どのように考えたらいいのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長 遠藤住民課長

○住民課長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

これはですね、環境創造センターの中にある国立環境研究所なんですけども、その規定に基づいて、センター内で施設管理、線量管理等をしながら、保管庫に保管しておく、線量が高いものについては。

あと、実際に内覧会において、ベクレル、1万ベクレルとか8,000ベクレル超えるというふうなものというのは、まずほとんど出てこないだろうというふうな、今のところなんですけども、実験推定の中では、仮に出てきた場合には、今言ったように、国立研究所の規定で保管庫にきっちり保管しておくというふうなことを回答いただいております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君

○15番(佐藤弘君) 最後にもう一度確認をしておきたいと思うんですけども、いずれにしろ、濃度が高くなったものも含めて保管庫に置いておく。したがって、保管庫の周り等についての線量については、その都度、町のほうにも知らせがあるというか、どれだけなっているんだという、施設内の線量については、町が言えば、いつでもきちっと答えていただけると、そういうことでよろしんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長

○住民課長　ただいまの質問にお答えします。

先ほど町長答弁の中で申し上げたように、センターと協議の上、今の点についてはお答えしていきたいと思っております。町民の方にわかりやすく伝えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　第2の質問を許します。

○15番(佐藤弘君)　第2の質問であります。

ヨウ素剤配布その後についてお尋ねをいたします。原発事故、空いっぱいと言っていいほど放射能物質が飛んだ。大量に落ちてくる前に飲ませなければならぬヨウ素剤、時期を逸せず配布し、飲むように指示したのは県内ただ1つの町、それは三春町でした。私は、日本中に誇れる町だと思っています。甲状腺がんが増えつつある中、原発事故が全く影響していないという確証がないのに、放射能の可能性がないなどというのはおかしいし、現段階では、わからないというのが正しいと多くの方が言っています。

そこで、ヨウ素剤を配布した町として、飲んでもらって、その後どうだったのか。今後、甲状腺がんの方が三春から発生することがあれば、飲んだのか、飲まなかったのか、追跡調査をすることが、三春町のヨウ素剤配布に責任を持つことだと思いますが、当局の考えをお聞かせ願います。以上です。

○議長　第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長

○副町長　ご質問にお答えします。

議員の質問内容にもあったとおり、福島第一原発事故が発生し、放射線の拡散状況に関する情報提供が全くない中、三春町は放射線防護と住民の防護の観点から安定ヨウ素剤を配布し、服用を促した経緯があります。

安定ヨウ素剤の服用が健康面での効果をもたらしたかどうかは判断できませんが、服用による副作用が確認されなかったことは幸いなことであると思っております。

放射線の影響について、子供たちの甲状腺の状態を継続的に確認することを目的として、県では平成24年度から、事故当時18歳未満の方を対象に、県民健康調査甲状腺検査を1年おきに実施しています。

さらに、県が検査を実施しない年度については、町が独自に小中学生を対象に、甲状腺検査を実施しております。

平成24年度、県民健康調査甲状腺検査の先行検査が実施された際は、悪性腫瘍の疑いが1件確認されましたが、その追跡情報については個人情報であることを理由に公表してもらえない状況です。

しかしながら、町独自検査を含め4回の検査及び今年2月発表の本格調査結果においては、三春町での発生はゼロとなっております。

県では、これまでの先行検査と本格検査の結果から、「現在のところ甲状腺がんへの放射線の影響は、考えにくい。」との見解を示しておりますが、町としては、議員お質しのよう、わからないことはわからないというのが正しいと思っております。

さらに、過剰診療の結果によるものであるなどの意見が出始めていることは、大いに懸念するところであります。

現段階では、完全に否定できるものはないことから、町としましては、今後も県及び町の

甲状腺検査を継続し、状況の把握に努めて参りたいと考えております。

今後、甲状腺がんの方が三春町において発生した場合、安定ヨウ素剤の服用について、個人情報上の制約はありますが、できる範囲での調査はしたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君

○15番(佐藤弘君) 1点だけお尋ねをしたいと思います。わかれば結構なんですけれども、40歳以下の方に飲んでもらうように配布をしたと。大体何%ぐらいの方が飲んだのか、その辺についてわかればお答えを願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長

○副町長 先ほど町独自に小中学生の検査をしていると申し上げました。全体ではございませんが、この小中学生の検査に先立ちまして問診というものがございます。その問診の中にヨウ素剤を飲みましたかという項目がございます。その集計でございますが、検査の回数ごとに若干の相違はありますが、全体を通してみますと66%前後、約3分の2の方が飲まれたというふうに回答していらっしゃいます。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 最後の質問でありますけれども、防犯灯、街路灯についてお尋ねいたします。

1 防犯灯と街路灯では、担当課が違うし、町の補助金等についても違う、なぜなのか、今後見直す考えがあるのかお尋ねいたします。

2 通学路の防犯灯については、町が維持管理も含め、持つのが妥当と思われまますので、今後の問題として検討していただきたいと思います。以上です。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長

○総務課長 第3の質問にお答えいたします。1点目の防犯灯と街路灯の担当課や補助制度の違いについてであります。防犯灯は、夜間の犯罪防止や安全な通行確保のため、地区からの要望などにより町が設置し、各地区の防犯灯管理団体が維持管理を行っております。一方、街路灯は、商店街の美化や振興発展に寄与するため、商店主などが中心となって設立した街路灯組合が設置・管理を行っております。

また、現在の補助制度につきましては、防犯灯は、電気料の60%以内、灯具等の交換、修繕は50%以内、街路灯は、設置費用の30%以内、改良は20%以内を補助しております。

このように、防犯灯と街路灯では、設置の目的、所有・管理者、補助制度も異なっているため、防犯灯は総務課、街路灯につきましては産業課が担当しております。

これらの見直しということですが、これらの中でも実施できるものなのかなど、その実施の可否を含め、関係課などと協議して参りたいと考えております。

2点目でございます。2点目の通学路の防犯灯の維持管理についてですが、先ほど申し上げましたように、現在、町内全ての防犯灯の維持管理は町内会や防犯協会の支部など各防犯灯管理団体が行っております。

通学路の防犯灯を町が維持管理することにつきましては、どこまでが通学路であるのかと

いう把握など、その実態の把握と実施の可否につきましては、今後検討して参ります。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君

○15番(佐藤弘君) 今後の、一つの検討または整理も含めての中で一つ考えていただきたいのは、防犯灯については、町内会や防犯協会それぞれ、その地区によって団体が違うとこういうことでありますけれども、特に、町内会が持っている防犯灯なんですけども、それぞれ団体によって、また町内会によって、防犯灯の数やいろいろ違うのは当然だと思うんです。また、今、今後やっぱり考えられるのは、それぞれ町内会も世帯も含めて減少傾向にあると。それに加えて高齢化しつつあると。そういう中でのそれぞれの防犯灯の経費、それも、世帯が多い町内会と少ない町内会では、また財政的な問題も含めてかなり違うんじゃないかと。画一的に同じであって、同じ負担をしているということじゃなくて、それぞれの財政によって非常に困難な団体もあるんじゃないかと。それらも含めて、できれば調査をして、今後の見直しになるかどうかは別といたしまして、検討していただければと思います。そのことについて答弁をいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長

○総務課長 お答えいたします。防犯灯につきましては、確かに町内会の中で世帯構成とかによりまして、数にもよりますが、負担率が違うということは重々承知しております。それらも踏まえまして、先ほど申しましたが、予算、補助率なども、補助率、防犯灯につきましては60%以内と申し上げましたが、そららも含めて、町の財政状況も含めて、実施できるものかどうかも含めて今後検討の課題と認識しておりますので、そういう意味で検討を重ねて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

山崎ふじ子君

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、先に通告しました2つの質問をいたします。

まず、初めに、先月8月におきました相模原の障がい者殺傷事件は無抵抗な人々を襲うというもので、私たちに大変大きな衝撃を与えました。自分の一方的な価値観のもと、他人の命を奪うという絶対に許すことのできない行為であります。憲法97条にて人権を侵すことのできない永久の権利とし、憲法13条では、全ての国民は、個人として尊重されようたわれております。一人一人が比較できない、比較されることのない大切な命、権利を持っております。このことをしっかり義務教育の中で学ぶことは、いじめや犯罪の防止にもつながる大切なことと考えます。

三春町では、①義務教育の間にどのような人権教育がなされているのか伺いたいと思います。相模原の事件を起こした犯人は大麻を使用していました。麻薬・危険ドラッグに手を染めることで犯罪に引き込まれたり、人格そのものが変わってしまう方もいます。

②麻薬・危険ドラッグなどに対する教育はされているのか。されているとすれば、どのよ

うな内容であるのか伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長

○教育長 1番目の質問にお答えいたします。三春町の小中学校では、各学校ごとに人権教育全体計画を作成しております。それに基づいて、道德の時間を中心に、全ての教科であらゆる機会を捉えて、他人を思いやる心やいじめを許さない心を育てる教育、つまり人権教育を行っております。なお、7月26日に発生いたしました相模原事件を受けて、8月2日に文部科学大臣から、「障害のある子供と障害のない子供がお互いを正しく理解するように」とのメッセージが町教委及び各学校に届いております。三春町では全ての小中学校に特別支援学級を設置し、地域でともに学び、ともに生きるインクルーシブ教育を推進してきているところです。

麻薬・危険ドラッグ等に対する教育につきましては、小学6年生と中学生に対して薬物乱用防止教室を毎年度行っております。講師に警察職員や学校薬剤師を迎え、麻薬や危険ドラッグの人体に与える影響や誘われたときの断り方など具体的に指導しています。

これからも、三春町の子供たちが障がい者を差別したり、危険な薬物に手を出して他人を傷つけたりすることがないように、各学校を指導して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君

○5番(山崎ふじ子君) 自分とは異なる個性を認め合うこと、これは人権を学ぶ上でも大切なことと考えます。子供たちが、町内のいろいろな福祉施設の方々と交流する機会がありますでしょうか。ないとすれば、相手側の都合のあることとは思いますが、ぜひ何らかの形で交流を図っていただき、個性を認め、学ぶ合う機会をつくるべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長

○教育長 お答えいたします。福祉施設との交流ということでございますが、それは、保育所もやっております。それから、小中学校もやっております。施設といいますと、町内には敬老園とかそれから、岩江のほうにはリハビリセンターというのがございまして、そういうところで交流を図っております。議員言うとおりの、個性化教育というのを三春は推進しておりますので、個性を大切に、これからして教育をして参りたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。認知症予防対策につきまして伺います。

厚生労働省によりますと、認知症になる方の割合は、2025年には65歳以上の方のおよそ5人に1人となる見込みです。また、第7次三春町長期計画によりますと、今後、三春町でも、高齢化が進み、2025年には人口1万4,560人中、65歳以上の方は5,339人、37%と現在の30%よりさらに増えると予想されております。私たちの誰もが認知症となる可能性があります。尊厳をもっていつまでも自分らしくありたい、これは、誰もが望んでいることではないでしょうか。この希望に応えるために、①住民健診の項目に認知症早期発見チェック表を導入して、早期に認知症を発見し、進行防止、予防啓発活動に取り組む

べきではないでしょうか。②三春町の医療機関及び福祉施設において、認知症専門医、認知症認定看護師、認知症地域支援推進員はいらっしゃるのでしょうか。いないとすれば、町内の医療機関などをお願いし、資格取得の補助を行うなどして、町に確保すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。認知症は、早期に原因を見つけることによって、治療すれば維持・改善がされるもの、あるいはある程度の回復が望めるものがあることから、「もしかして認知症かな」と気がつき、早い段階で専門機関につなげることが大切であると認識しております。

議員ご提案のとおり、高齢者の機能や状態を把握するためには、高齢者生活機能基本チェック表を活用することは有効な手段と考え、平成25年度までは実施しておりました。しかし、高齢者の住民健診の受診率は前期高齢者が5割程度で、特に生活機能の低下が懸念される後期高齢者の受診率は2割程度であり、高齢者の状態を把握するためには、より効率的方法に見直す必要があると考え、今後、郵送による送付・提出にするなどの方法にして参りたいと考えております。

2点目でございますが、認知症専門医は、日本認知症学会において、認知症診療において十分な経験と知識を有し、学会の審査に合格した医師を認定しているもので、県内には10名おりますが、町内にはおりません。しかし、かかりつけ医師への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携を推進する役割を担う認知症サポート医は、町内に3名おりますので、今後も医療機関へ取得について呼びかけをして参りたいと考えておりますが、町からの補助については予定しておりません。

また、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師のうち、認知症看護の分野において認められた看護師も、現在のところ町内にはおりません。日本看護協会の情報によりますと、県内では10名が登録されており、そのうち2名が、町立三春病院の指定管理者である星総合病院におりますので、今後も連携した取組みを進めて参りたいと考えております。

次に、「認知症地域支援推進員」についてでございますが、早期に認知症の鑑別診断を行い、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制となる認知症初期支援チーム内に設置すべきものでございます。看護師や保健師等が想定されており、認知症施策や事業の企画調整などを行うこととなっております。

認知症初期支援チームは、平成29年度末までに設置することとなっておりますので、あわせて、認知症地域支援推進員の配置をして参ります。認知症対応に向けて、今後とも各方面と連携した取組みや体制づくりを進めて参りまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君

○5番(山崎ふじ子君) これからますます、この専門の認知症認定看護師推進員などの方々の活躍が期待されると思います。ぜひ大変な、なかなか簡単に資格が取れるものではないということはよくわかりましたが、ぜひこういった人材確保を町としても進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長

○保健福祉課長 専門医あるいは認定看護師あるいは認知症地域支援推進員の確保等についてのご質問ですが、先ほど答弁いたしました、各医療機関あるいは各機関に対して、取得についての働きかけ、呼びかけをして参りたいと思います。また、実際に指定管理者である星総合病院のほうにもいらっしゃいますので、それらとの配置等についても協議、連携をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。
(ありませんの声あり)

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願ひます。小林鶴夫君。
質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可のもと、再度、三春町史「続編」の編集計画について質問いたします。

現在の三春町史は、第1巻配本が昭和50年、西暦で1975年11月に、第3巻の近代編1として、内容は、明治元年から22年の近代社会の成立及び三春町と自由民権運動を詳細に記したものでした。完結は第11巻となり、内容は、なじみの薄い言葉ですが、地誌、地域の「地」に雑誌の「誌」という漢字になりますが、地域ごとの自然環境や人口、産業などについて記され、大半は全巻の総目録と検索で構成されたものですが、昭和61年、西暦で1986年3月に配本されました。全11巻の合計ページ総数は8,315ページとなり、1巻当たり平均756ページ、巻頭の絵図などの資料を加えると約800ページになる大変立派なものです。多くの方が知っておりますけども、こんなイメージの町史が発刊されております。第11巻の完結に際しまして、当時の武藤教育長は、全11巻の完結に13年の歳月を費やした。過去の歴史が今の三春を形づくり、今の三春が将来を形づくっていくので、真実の歴史を学ぶことなしに三春の発展はあり得ないと述べております。まさにそのとおりの思いです。改めて目を通しますと、第1巻当たり平均13名の編纂員、12名の出版員及び事務方4名のメンバーで構成され、全巻での資料提供や協力者は延べ583名に上ったと記されております。縄文時代から昭和の半ばまで、現在これを編纂しようとしても多分不可能と思われまます。

現在の立派な町史編さんを始めてから40年以上、完結してから既に30年が経過しました。この間、時代も昭和から平成となり、町は大きな変貌を遂げ、また、5年前には、不幸なことに東日本大震災や、それに伴う原発事故なども経験しております。私は、子供のころから、そして社会人になっても、正直言って歴史というものは興味はありませんでした。しかし、三春に住むようになり、戊辰戦争などを知るようになってから、歴史の大切さがわかり、また、会社勤めのときに会社の社史、会社の歴史、いわゆる社史を編纂する、編纂を手伝う中で、現代の史は4分の1世紀、すなわち約25年ごとにまとめて残すべきだと考えるようになりました。それは、25年間であれば当時の現場を知ってる人たちがたくさん健在でいらっしゃるからです。そのために平成24年3月定例会で、新しい三春町史を編纂すべきと質しました。答弁は、新しい町史の刊行となると、再度、編纂員などを立ち上げ、多くの先生や関係する方々のお世話になり、大きな事業となり、現代史のためにこうした事業を行うことは負担が大きくなるので考えておりませんとの残念な内容でございました。

1番目に、第1巻発行から40年、完結から既に30年、この間の経過を知っている人材の減少や資料がばらばらに散逸する心配があります。したがって、早期に三春町史続編を計

画するべきと思いますが、改めて町の考えをお伺いいたします。

2番目に、前回、一般家庭に埋もれている写真や資料などを提供してもらうべきとの質問に対し、歴史民俗資料館への提供を広報などでお願ひし、資料の収集や保管に努め、将来の町史編纂に備えたいとの答弁でした。その後、これらの資料収集がどのように行われたか、具体的にお聞かせください。

3番目に、三春町史は、第1回配本で既に完売となった第3巻を除いて歴史民俗資料館で販売しておりますが、町史は単なる資料だけでなく読み物としての活用もあり、町民の財産と考えます。したがって、早い時期に歴史民俗資料館のホームページ、ウェブ資料館で一般公開して多くの町民が活用できればと思います。せめて完結となった第3巻だけでも早期に具体化できればと思いますが、いかがでしょうか。以上お聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長

○生涯学習課長 ご質問にお答えをしたいと思います。

三春町史の編纂は、ご指摘のとおり、昭和50年の第1回の配本において第3巻を刊行してから、昭和61年の第11回配本まで、実に十数年を要しました。確かに、それ以降の町の変貌には大きなものがあり、また、数多くの新しい資料等が蓄積されているところでございます。

第1のご質問ですが、町史の第11巻が刊行されてから30年が過ぎ、その間の資料の散逸などが懸念されることはご指摘のとおりであります。

平成24年3月定例会においてお答えいたしましたとおり、町史の続編編纂のためには、編纂委員会等の立ち上げや多くの専門家の皆様方にご協力をしていただくこととなります。関係者、さらには町としても負担が大きいところから、続編の編纂については今のところ考えてはおりません。

ただし、将来的には、既刊の町史全巻について、その記述内容等の見直しを行うことが必要かと考えているところでございます。

第2のご質問ですが、同じく平成24年3月定例会でお答えいたしましたが、その後の具体的な働きかけは、現時点においては実施していないところであります。

その理由といたしましては、まず収集する側での考えをまとめてから収集するというのが資料収集方法としての基本と考えますので、「どのような資料を、何のために、どれだけ必要か」といった計画が立てられなかったことによるものでございます。

現在、歴史民俗資料館などでは収蔵しております資料の再整理を行っておりますが、こうした再整理をしつつ、このような将来に備えた資料収集計画の策定まではできていないというのが実情でございます。

将来への財産としての資料は、全てを収集するという考えもあろうかと存じますが、目的を持った収集をしないと、その後の整理に支障を来すことも考えられます。そのため、町広報等での呼びかけにつきましては、「どのような資料を、何のために、どれだけ必要か」といった個別・具体的な計画がまとまってからと考えておるところでございます。

第3のご質問ですが、三春町史の全11巻のうち、歴民で販売している10巻につきましては、在庫として約9,500冊弱を抱えているところでございます。売れ筋につきましてはばらつきがございますけれども、年間に50冊ほどは売れているという状況でございます。

多くの方々に、三春町史を活用していただくことは大変喜ばしいことではあります。しかしながら、収録掲載資料は、所蔵者や執筆者の許可を受けているものでございます。ネット

上での公開に当たりましては、再度許可を得る必要があります。したがって、ウェブ上での公開はふさわしくないものと考えているところでございます。

町民図書館や歴史民俗資料館には、三春町史全11巻がございまして、いつでもご覧いただけますし、また、歴史民俗資料館においては購入することもできますので、今までどおりの活用をお願いしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君

○11番(小林鶴夫君) ただいまの答弁ですと、残念ながら続編というものを、4年前と同じように編纂する考えはないということ。それと、この4年間も、前は資料収集に努めますという答弁をいただいておりますけれども、残念ながら何も進んでなかったということがわかりました。

今の答弁の中で、1番目の既刊になった全史の記述内容を見直す必要があるということをおっしゃっていただいておりますが、私はもちろんそれも大切であると思っておりますけれども、やはり現在の全11巻の見直しよりも、早く現代、要するに現代史の、これ読み直してみますと、大体昭和35年ぐらいまでしか書いてないんです。編纂時期からいってそうかと思っておりますけれども、35年以降、昭和の半ば、それから平成に入っても既にもう30年近くとなります。やはり現代史をきちっと残すべきほうが先決じゃないかと思っております。その点が1点です。

それと、やはり負担が大きいことは事実です。確かに、これ11巻、改めて見直しますと、これをやるには大変かと思っておりますけれども、現代史を残すっていうのはその気になれば難しいことではないかと思っております。となりますと、平成24年の答弁も負担が大きいからやりません、今回も負担が大きいからやりません。それでは、いつになったら現代史の町史編纂を行うのか、どのような条件が整ったら行うのかお聞かせください。

それから、3番目の質問の中に、町史が町で売っていると。実は、私もこの町史、どこで買えるんですかって、最近質問受けたことがあるんです。歴史民俗資料館で買えますよとお答えしてはいるんですけども、私も何年前か、これ第3巻を除いて全部揃えてありますけれども、今日、初めて知りましたけれども、在庫が9,500冊あると。年間の平均が50冊前後であると。単純計算をすると、あと完売するのに190年かかります。21世紀なら22世紀の終わりになんないと全部売り切れないと。ちょっとこの三春町史もせつかくですから、定価は書いてございませぬけれども、ネット上で見ますと定価4,600円と。それを1,800円で販売しますと。全10巻買うと1万5,000円になりますということで、全部これが売れたとすると約1,500万、いろんな売り方ありますけど、1,500万前後の財産抱えてるっていうことになりますよね。それであれば、もっともっと、こういう町民に町史のPRをして買っていただきたいと思っておりますけれども、PRを今まで私は見たことないんですけども、今後、この町史を販売するPR計画があるか否か伺います。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長

○生涯学習課長 ご質問にお答えしたいと思います。

現代史が重要であるというお話でございまして、確かに現代史の重要性というのは議員おっしゃるとおりだと思っております。しかしながら、歴史民俗資料館等におきましては、現代史のみならず、過去の時代からのさまざまな資料等を収集、整理、その活用した結果を企画展、特別展ということでまとめて世に問うているところでございます。なかなか現代史のみについて特化してするという事は、今の資料館の人員、マンパワー等か

ら考えても非常に無理があるというふうに考えているところでございます。

いつになったら、どのような条件がなったらということはございますけれども、例えば、今の資料収集の実情の一端をご紹介させていただきますと、毎年、十数件の資料の寄託、寄贈等がございまして、こういったものの資料の収集をずっと鋭意続けているところでございます。こういった資料を整理するだけでも相当の負担がございまして、まして、時代的な背景としては非常に古いものから新しいものまでいろんなものがございまして。

ちなみに、先般、春、公開しました企画展におきましては、鎌田家からの寄贈があった資料というのは全部で3,000点ございました。これは、平成23年に震災に遭った蔵に保存できないということから申し出があったということで、これを実質4年かけて、正職員と臨時職員2人が4年かけて企画展へとまとめていったということでもございます。

なかなかどういった状況が揃えばっていうことは難しいところではございますけれども、いろいろな、例えば、今後のこういった、例えば、このほかにも町は10年ごとにさまざまな記念誌等を発行していく中で、歴史的な事実関係、それから、資料の収集等を含め、まとめているところでもございます。また、これは平成24年3月にも申し上げたところでございますけれども、新しい知見、例えば資料展に基づくものにつきましては、ブックレット形式での刊行と。あるいは、先ほど申しました特別展などを実施する際には、図説、図録という形で資料等をまとめているということもございまして、こういった資料等の収集、整理を続けながら、将来的に町史編纂するという判断をいつかの時点でしたい、しなければならぬだろうというふうに考えております。以上、1点目の回答でございます。

それから、2点目でございますが、町史の販売に対するPR方法についてのお質しでございますが、実際に今までの町史の販売の経緯についてご説明させていただきますと、昭和50年に完成した後、町内の書店等におきまして委託販売の形で実施をしてきました。実際に売れ行きが落ち着くようになってから、販売が停滞しましたので、現在のように各書店から在庫分を引き上げてまして歴史民俗資料館のほうで販売をしているというところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、定価としては4,600円から3,600円ということでまちまちでございましたが、現在は一律1,800円での販売という形になってございます。毎年、約50冊程度の販売は実施できているところでございます。ただ、一般の方がお求めになるというよりは、むしろ研究者あるいは歴史の愛好家が購入することが多いように思われます。したがって、値段を下げるということも考えたことはありますけれども、いざ下げても売買取数が伸びるとは考えてございません。むしろこのような研究者等のために、今、保存しているものを今後とも保存しつつ、将来にわたって提供していくということは、一つ歴史民俗資料館としての責任ではないかというふうに考えてございます。簡単でございますが、以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君

○11番(小林鶴夫君) この編纂について、この場でいついつまで計画します、今の状況じゃ難しいということは理解できます。ただ、今の答弁ですと負担が大きいと。確かに大きくなると思います。けれども、こういう現代史を、1巻になるのか2巻になるのかももちろんわかりませんが、歴史民俗資料館ないしは役場の人たちだけじゃなくて、これを編纂するには過去の役場の人以外にたくさんの学識経験者なんかが集まってやってるわけです。そういう方がメインとなりますので、やはりいついつまでやるべきというのを決断しないと、本当に私は資料の逸散、幸いに、当時の編纂メンバーを見ますと、まだお元気で活躍されて

る方がいらっしゃる。そういう方を中心に、やはりもう本当にいつ頃までにということをそろそろ考えないと、本当に人材が少なくなってしまうということを申し添えておきます。ですから、早目にこれを具体化すべきということを申し添えておきます。

それが、ちょっと個人的な話になりますけども、私、議員になって歴史民俗資料館友の会へ入って、たまたま私、よそ者ですけども、昭和30年代の町内の町並みを再現して、今、歴民、それから、三春中学校、岩江中学校にありますけども、昭和30年代の商店街を再現するだけでも大変な労力だったんです。確かに、その後、いろんな資料が残ってるとはいいいながら、いざ集めるとなるともう大変な苦労っていうのもわかりますので、それゆえに早目に計画すべきだということを申し添えておきます。

それから、さっき言った9,500冊ですか、今のお答えですと一般の人は買わないよと、何か頭から決めつけちゃっておりますけども、安くしても買わないよと、歴史研究者ぐらいしか買わないよと、何か決めつけちゃってますけども、9,500冊あるんですから、やはりもっともっと町民の方にPRして買ってもらうべきじゃないかなと思いますけども、先ほどPR方法、具体的にどうするんですかという再質問に対してちょっとお答えございませんでしたけど、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長

○生涯学習課長 ただいまの質問に対しましてお答え申し上げます。

確かに9,500冊と非常に大きな在庫を抱えてございますので、この点につきましては、販売の方法、PR等につきましては、広報等媒体を使いまして周知をして参りたいと思います。

私が先ほど申し上げました、決めつけたということではございませんで、今までの販売の傾向を見ると、ここ数年の傾向を見るとそういう状況であるということからお答えをさせていただいたということでございます。簡単でございますが、以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君

○11番(小林鶴夫君) 最後になりますけども、先ほどの答弁でもレットブックの、ここに書いてあるから、正直言って現代史はこのレットブックでもたった、何だ、現在にたった1ページしか割いてないんですよ。これではもうわかりません。

それから、昨年、町村合併60周年記念誌、こういうことも発行してるから大丈夫ですよという答弁、前回は答弁ございましたけども、これ、やはり結果だけで、その過程がどうだかってこういう町になったのか、今の町なかの変わったのを、どうしてこういう変わったんだろうと、私も問われるんですけども、ちょっとわからないんで苦慮してるところです。ともかく現代史を早くまとめることを期待して、質問を終わります。

○議長 答弁は要らないですね。

○11番(小林鶴夫君) はい。

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

鈴木利一君 ちょっと待ってくださいね、今、第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) さきに通告してあります2点について質問いたします。

1つ目ですが、屋外広告物の現状についてであります。

三春町は、県内でもいち早く景観条例を制定するなど、町内の環境美化に努めている自治

体ではないかと思っております。しかし、町内を見ても、電柱やガードレールなどへ違法な貼り紙がところどころ見受けられ、中には青少年に有害ではないかと思われるような貼り紙もあります。町内の景観等を考えた場合、こうした違法な広告物を一掃し、景観を大事にするきれいな三春町をつくる必要があるのではないかと思います、次の3点について質問いたします。

1点目ですが、7月に町内の電柱などに多くの違法な貼り札が張り出されました。その対応についてお伺いいたします。

2つ目、電柱やガードレールなどへの違法な貼り紙が見られますが、撤去の実績などについてお伺いいたします。

3点目、屋外広告物の新規の申請状況と更新の状況についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長

○建設課長 屋外広告物の現状についてお答えいたします。

1点目ですが、屋外広告物の設置等に関しましては、福島県屋外広告物条例、さらに、三春町屋外広告物許可等事務処理要領により運用しております。

県条例では、電力柱、電信電話柱、街路灯柱、アーケード柱への「はり紙、はり札、立て看板」等の掲出は禁止されております。

「はり札」が、電柱などに掲出された場合、市町村は設置者に対し、自主撤去を行うように行政指導を行います。この行政指導の後、県条例では5日以上、三春町の事務要領では7日以上経過しても撤去されない場合、町が簡易除却を実施してまいりました。その後、除却場所、それから、広告物の種類及び数量、撤去及び保管開始日、保管場所、保管期間についての告示を行い、保管期間経過後に引き取りのない場合は、これを廃棄してまいりました。今までは、違法な「はり札」が設置されたのを発見してから簡易除却するまでの期間が、自治体により異なっておりましたが、今年の7月19日に行われました関係自治体及び福島県警察本部との協議により、「はり札」の簡易除却については、今後、行政指導の後、速やかに簡易除却を実施する、との統一した対応をとることになりました。これによりまして、現在は行政指導を行った翌日には簡易除却を行い、さきに申しました告示を行い、当該広告物を2週間保管し、保管期間経過後に引き取りのない場合は、これを廃棄することにしております。

2点目についてですが、電柱等への「はり紙」については、県条例で発見次第、簡易除却を行ってよいということになっておりますから、その都度、簡易除却を行っております。

なお、「はり紙」の簡易除却については、事務要領で事務処理簿の作成を要しないということになっておりますので、実績の数は把握してございません。

もし、「はり紙」等を発見された場合は、町のほうへ情報の提供をお願いしたいと思います。

3点目についてですが、過去の5年間の申請件数は、新規が9件、更新が63件あります。適正に許認可事務を行っているものと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君

○6番（鈴木利一君） まず、1点目ですが、今まで発見してから1週間、「はり札」ですね、1週間は撤去できなかったということは、つまり違法であっても1週間は黙って掲示をすることができた。これ掲示したほうが勝ちというようなことではなかったかと思うんですが、それが新たに、これからは発見した翌日には撤去できるということによろしいんです

ね。

2つ目ですが、電柱などに対する「はり紙」ですが、これの、現在は発見した場合には、その都度撤去をしているということではありますが、町内にはまだまだ「はり紙」がところどころ見受けられます。発見した場合じゃなくて、年に1回程度は一斉に除却という日にちを設けてやってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

あと、電柱などに対する「はり紙」は、これ誰でも、発見した者、誰でも撤去できるのか、そこもお伺いしたいと思います。

3点目ですが、町内の屋外広告物について、全て適正に処理されているということではありますが、無届けの看板、屋外広告物はないと断言するというところでよろしいのでしょうか。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長

○建設課長 1点目の「はり札」の撤去の期間ですが、前は1週間でしたが、7月19日以降は行政指導の後、翌日ということになっておりますので、先ほど説明したとおりでございます。

それから、「はり紙」の件ですが、まだあるということですが、私どものほうも毎日、現場のほうに出て町内見てはいるんですが、見落とし等もありますので、なるべくご指摘のとおり、日にちを決めてでも撤去するような形をとってみたいと思っております。

それから、誰でもできるのかということなんですが、こちらのほうは一応所有権等のこともありますので、町のほうにご連絡いただいて、町のほうで撤去させていただきたいと思っております。

それから、違法なっていうか広告物はないのかっていうことなんですが、私どものほうでは申請を受けてはやっておりますが、疑わしいものもございますので、その際は調査をして設置者のほうに申請するよう指導は行いますので、もし、町のほうも調査はいたしますが、そのようなものを見つけた際には情報の提供をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君

○6番(鈴木利一君) 3点目の屋外広告物の許可の関係ですが、申請上がってきたものは全て大丈夫だということですが、無届けで出てるやつ、見た場合にお知らせくださいっていうんですが、どの広告物が届け出あって、どの広告物が届け出ないなんちゅうのは一般町民はわかりません。ましてや屋外広告物に対しては、手数料が発生するわけですよね。三春町屋外広告物許可申請手数料ということは、これ税金ですよね。1件見過ぐすと1,000円なり3,000円なり5,000円なりという手数料が入ってこないということなんです、ぜひともこの辺は、大きな市とか町だったら別ですが、三春町ぐらいの小さなところだったら、この屋外広告物が申請されてるんだ、されてないんだっていうのはわかると思うんで、この辺はぜひとも税の完納に向けて取り組んでほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長

○建設課長 届け出がないものについて、調査するようにしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

鈴木利一君

○6番（鈴木利一君） 2点目の障害者のグループホームについてであります。

障害のある方を取り巻く環境は、障害者総合支援法や障害者差別解消法によって大きく変わってきています。国においては、障害者基本計画が策定され、また、三春町においても第4期三春町障害福祉計画が現在進められております。しかし、法律ができていても現実はなかなか追いついていかないのが実態ではないでしょうか。

私のところへ、ある障害者を持つ70歳代の方から1通の手紙をいただきました。紹介させていただきますと、「現在、作業所を利用しており、当然保護者管理のもと生活をしているわけですが、保護者がいなくなったらこの利用者たちの居場所がなくなってしまいます。兄弟がいても世帯が違ってくると面倒を見るまで手が回らないのが現状では無理も言えません。現在、三春町には障害者のグループホームがありません。現に町内の障害者の方で保護者が亡くなり、日中は町内の作業所を利用して、夜はよその町の障害者のグループホームで暮らす生活をしています。三春町でも障害者の居場所をつくってください。介護する側も高齢となっているため、先行きが不安です。どうぞ助けてください。お願いします」このような内容の手紙でした。このように障害者を持つ高齢の保護者にとっては、将来に対する不安でいっぱいだと思います。そこで、障害者のグループホームの現状について質問いたします。

1つ目、町内での障害者グループホームの施設の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

2つ目、障害者グループホームへの利用希望は把握しているのかお伺いいたします。

3点目、障害者グループホームの新規開所に向けて、行政のできる支援などはどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。初めに、障がい者グループホームの設置状況ですが、三春町を含む県中障がい福祉圏域内に26カ所ございます。三春町内において施設を設置運営する法人等はなく、近隣のグループホームを中心に、現在、三春町から19名の方がサービスを利用されております。

なお、これら障がい者グループホームについては、県中障がい福祉圏域内いずれの施設も、定員を満たしております。このため、施設の新たな開設の必要について、三春町地域自立支援協議会などにおいても、ご意見をいただいているところでございますが、利用希望の具体的な数値の把握までには至っておりません。

障がい者グループホームの新規開所に向けた行政の支援についてでございますが、これまで、民間の空き家情報やグループホーム整備に関する設置基準、補助事業に関する情報の提供を行って参りました。

さらに、障がい者グループホーム整備の意向のある町内の事業者に対して、転用可能な遊休町有不動産の提供などの支援も行って参りました。施設整備早期実現のために必要な支援の提供については、今後も継続していきたいと考えています。

なお、障がい者グループホームに限らず、必要な障がい者支援施設につきましては、必ずしも各市町村に単独で設置されるものとは限りません。

65歳以上の高齢者や40歳以上の介護保険制度の特定疾病による障がい者については、介護保険サービスが優先されることなども視野に、県中障がい福祉圏域として福祉サービス

が充実されるよう、引き続き、県に対しても要望して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君

○6番(鈴木利一君) 2つ目の利用希望についてであります。いろんなところで要望は聞くということでもあります。町としても、もっと具体的な人数を把握をしていかないといけないと思います。その点について、もっと具体的にこんなふうにしていきたいというのがあればお願いしたいと思います。

3つ目の新たな開設ですが、県中管内にはどこも満杯で空きがないということでもあります。県中で考えて、何でかんでん町内に必要ないんだ、確かにそうではありますけども、入るところはないです。ひとつ町内にぜひとも開所をできるように、行政の力添え、支援がぜひとも必要だと思えます。

確かにお金で出せばいいという問題じゃないし、なかなか出すともないと思うんですが、人的な支援、知恵の支援いろいろあると思うんで、その辺もぜひとも来年度中には1カ所は開設をするという目標を持って力強い支援をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長

○保健福祉課長 お答えします。まず、必要な方の実態の把握についてというふうなことでございましたが、現在、対象になる可能性のあるような方につきましては、町内の作業所等に勤めたりしている方が多いかと思えます。そういった作業所、あるいは町内の相談支援センター、これらに相談をしている方がいるかと思えますので、それらを通じて情報の把握をして、必要のある方の数字の取りまとめ、把握に努めて参りたいと考えております。

2点目の早期のグループホームの町内の実現をというふうなことがございましたが、先ほど答弁でも申し上げましたが、まず、町有施設の譲渡を受けた事業者がござります。この事業者の計画によりますと、28年度以降に整備を進めるというふうなことが計画の中にござりますので、整備に当たっての支援できるものがどういったものがあるかということにつきまして、当該事業者と協議、打ち合わせをしながら実現について支援をして参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君

○6番(鈴木利一君) 最後に確認だけしておきたいんですが、65歳以上の方については、介護保険制度のもののグループホームに入れるということによろしいのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長

○保健福祉課長 お答えします。65歳以上の方全てというふうなことでのご指摘かと思えますが、身体介護と介護保険の認定に係る認定がされる方についての対象者につきましては、介護保険制度のサービスが優先されるということでござりますので、そちらのほうを利用するというふうになります。身体以外の知的あるいは精神障がい者、こちらのほうは、この該当からは外れるかというふうに認識をしております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

日下部三枝君 質問を許します。

○14番（日下部三枝君） 議長の許可を得ましたので、通告しておきました1件についてお伺いいたします。

さまざまな場所で話の端々にあの仕事を指定管理者へ委託すれば、この仕事もそうすればということ、口を開くごとに聞こえることがあります。職員の数も限定される中、その仕事に精通している団体が考えられれば、このような話が人の口に上るのも当然だと考えますので、指定管理者への業務委託がこれからも増えていくのではないかと思われております。その中で、町の姿勢の根幹を握る業務、町政の指針となる業務は、町として遂行すべきと考えますが、具体的にどのような業務内容があるか確認の意味を込めてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長

○町長 ご質問にお答えいたします。三春町における指定管理につきましては、現在まで、公共施設を中心に進めてきたところであります。

ご質問の町として遂行すべき業務につきましては、基本的には、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務であり、その中で、直接執行しなければならない事務は、具体的に例を挙げますと、予算編成、長期計画策定などであり、これらの政策決定に深くかかわる業務は、委託などはできないものであります。

一方、指定管理の導入については、民間活力の導入、業務の効率化など、有効な制度でありますので、町が直接執行しなければならないものか、指定管理により効率化を図ることが可能なのかなどを見極めた上で、今後も可能なものから進めて参りたいと考えております。

なお、指定管理を行った業務につきましても、町が責任を持って執行しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君

○14番（日下部三枝君） 今の答弁の中から3点質問させていただきます。

まず1つ、今の答弁の中で、長期計画策定などがありという話がありましたけれども、このなどの中に入っているとは思いますが、個別計画、ビジョン作成、町として大きな仕事であると思っておりますが、これを町として作り上げて、それを指針として業務委託先へ示していく、そのような考えでいいのかどうなのか一つお伺いいたします。

2つ目、業務委託が増えて、あの仕事も業務委託、この仕事も某指定管理者へ業務委託というふうになっていきますと、町の影が薄く感じられまして、とどのつまりは、町は何をやっているのか、あんなに職員が必要なのかなどというふうになりはしないかという危惧をしております。このことについては、ちらほらと人の口に上り始まっております。ですから、先ほどの話の町として必ずしなければならない業務を町民の皆様にも理解していただけるような、そういう対策を今からしなければならないのではないかなと思っておりますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうかお伺いします。

3点目ですけれども、今の現在の職員数を100とすると、これから指定管理が増えていくとすれば、業務をそちらへ移動することになると思っております。町の仕事が減少していく部分を考えますと、職員の数をそのままにということはいかなくなるのではないかなと思っておりますが、その辺のバランスについてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長

○**総務課長** 再質問にお答えいたします。まず、長期計画など、そういうものはどうなのかということですので、長期計画をつくる場合は、それぞれいろんな資料を収集するようになります。例えば、人口の動態ですとか、それを分析するものなどもございますが、そういうものについては、業務委託をして資料収集すると。ただし、それらをまとめて計画を練り上げるという場合には、当然これは業務委託ということではございませんので、そういうものについては、町が責任を持って行うということでございます。

それから、2番目、業務委託、これからだんだん増えていくけども、町がやらなくちゃいけないことをどうやってPRしていくんだと。さらには、指定管理など増えていけば、将来の職員の管理などもどうするんだということでございますので、関連いたしますので、考え方をお示しいたしますが、まず、町で管理執行しなければならないというのは、地方自治法、法律の中にも定められております。具体的には、事務管理の執行の責任ということが地方自治法の中には定められておまして、その中には、先ほど町長答弁いたしましたように、条例、予算その他議会の議決に基づく事務、それから、法令、規則その他の事務は、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する義務を負うということでございますので、これに関しては、当然業務委託ということにはならず、町が責任を持つということでございます。

町で直接管理しなければならぬ事務はいっぱいございますけども、これまで長い歴史の中で、職員も蓄積したノウハウがございます。事務事業の全てを町職員がかかわらなくなるということは、職員の当然人数とかにも関係しますが、職員の育成ということでも停滞いたします。ましてや、役場の機能存続にも影響をするということでございますので、基本的には、何度も繰り返しになりますが、町が責任を持って事務事業を執行いたしますが、効率化を図るために委託できる事務はどうかと、それから、その十分に精査した上で指定管理、先ほど申し上げましたが、指定管理をはじめ、業務委託を行いながら、事務の効率化を進めて、そして、その中で職員の育成を図っていきいたいというふうに考えております。以上でございます。

○**議長** 質問があればこれを許します。

日下部三枝君

○**14番(日下部三枝君)** 最初の1つ目の質問のところだったんですけども、全体的な基本計画の話の、などということの中に、個別計画ビジョン、そういうものも入っているかどうか、そして、それを町でつくり上げたときに、それを業務委託先へ示していくというふうに、そういうふうに考えていいのかどうかという質問をしましたので、もう一度それについてお答えをお願いしたいと思います。

それから、2つ目の話の中で、今課長が答弁されたことは、私はもうよくわかります。それで、ただ、もっと指定管理が増えていった場合に、先ほどのような危惧が生じてきたときに、その前からやはり町としてはこういう仕事をきちんとやらなければならないものがあるんだということを、一般の人たちにやはり知らせていかななくてはなんないでないかなと思っておりますので、それに対してどういう対策があるのでしょうかという質問をしましたので、その2点についてお伺いしたいと思います。

○**議長** 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長

○**総務課長** まず、1点目でございますが、長期計画などをつくる際のその下のビジョンということでございます。そういうものについても、当然町で計画はいたします。町でつくる

計画は町で作成するというごさいます。

それから、将来に向けて町が一生懸命、例えば、町が集中してやっているものについては、どういふものがあるのかと、そういうものをどうやってPRするのかということでごさいます。PRの仕方というのなかなか難しい、いろいろな方法があるかもしれませんが、まずはどのようにしてわかってもらえるのかも含めて、今後、町がどうしてもやらなくちゃいけない事務事業については、どういふ形でPRするのかということも検討を含めて、考えながら検討したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 午前の一般質問はこれにて打ち切り、暫時休憩といたします。再開は、午後1時といたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時52分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 3番影山初吉君、質問席に登壇願います。影山初吉君

第1の質問を許します。

○3番(影山初吉君) さきに通告しておきました2点について質問いたします。

第1点、行政証明書コンビニ交付システム事業の推移について伺います。

- 1 コンビニ交付構築事業の総額は幾らですか。特別交付税、補助金、一般財源の内訳について伺います。
- 2 平成28年度行政証明書コンビニ交付に係る予算維持、管理費について伺います。
- 3 コンビニ交付システム稼働開始は、平成28年4月1日だと思いますが、取得には個人番号カードが必要です。現在までの申請件数は何件ですか。交付者数は何人ですか。また、それぞれ取得可能者の何%でしょうか。
- 4 発行証明書の種類は。1件当たりの料金、利用時間について伺います。
- 5 交付事業所について。
- 6 発行部数は、6月30日までの3カ月間で107部数と伺いました。想定数より少なかったと思われませんが、どのような評価をなされていますか、伺います。
- 7 今後の対応について。
- 8 いつでもどこでも交付が受けられる利用者は、若い方が多いと思われませんが、高齢者を含め、生活弱者に対する対応が急務と思われます。今後の取り組みについて伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長

○住民課長 1点目の質問にお答えいたします。

コンビニ交付システム構築事業費の総額は、5,126万2,000円であります。内訳は、特別交付税が2,370万、福島県地域創生総合支援事業補助金は856万2,000円、一般財源は1,900万円となっております。

2点目のコンビニ交付に係る予算につきましては、交付クラウドサービス使用料として324万2,000円、地方公共団体システム機構に対し運営負担金100万円、証明書1枚に

つき123円の手数料を予算計上しております。

3点目の個人番号カードにつきまして、7月31日現在の申請者数は2,670人で、交付枚数は2,509枚となっており、取得可能者の16%であります。

4点目の発行証明書の種類と金額につきましては、住民票200円、印鑑証明書200円、戸籍450円、戸籍の付票200円、所得課税証明書200円であります。証明書発行サービスが利用できる時間帯は、午前6時30分から午後11時であります。

5点目の交付事業所は、全国のセブンイレブン、サークルKサンクス、ファミリーマートなど約5万店舗です。

6点目と7点目の質問は関連がございますので、あわせてお答えいたします。コンビニでの発行部数は、確かに、若干少な目であると認識しております。この要因としましては、地方公共団体システム機構からの個人番号カードの交付が遅延してしまったことが影響していると思われれます。現在は、個人番号カードの発行状況も安定して参りましたので、今後は個人番号カードの普及に力を入れ、コンビニ交付利用拡大のために、さらに広報やチラシ等で周知して参りたいと考えております。

8点目のコンビニ交付利用者についての質問についてお答えいたします。コンビニ交付で証明書を取得された方の約23%は60歳以上となっております。一定の利用はあると考えておりますが、今後、生活弱者と思われる方々にとって、利用しやすい証明書の交付方法等があれば、町としましてもいち早く取り入れて対応して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君

○3番（影山初吉君） 質問全体の中で再質問させていただきます。

利用が若干少な目だったということですが、当然稼働開始からまだ5カ月、当然個人番号カードの発行なども随時進んでくれば、ますます利用が増えてくるであろうと思いますが、その中で、3カ月間の中で見てみれば107部数ということで、約1カ月35部、1年に換算すれば420部数、維持管理費が年間472万円、これを部数で割れば1部数が1万1,238円になります。この金額をどう評価しますか。まず、1点目、質問します。

2点目ですが、確かに、このシステムが始まったばかりで、また周知徹底がされていないのも事実です。これからは、やっぱり今、答弁にあったとおり、啓蒙活動を含めながらPRしてるんだよって、これは当たり前のことですが、一番は、コンビニにも行けない、役場にも行けない、そういう生活弱者の皆さんが、ひとり暮らしの世帯を含め、これからどんどん増えてくると思います。交通機関を利用しなさいということですが、タクシーなどを利用すればかなりの金額がかかります。そういう中で、答弁の中にありましたとおり、交付方法の、町としてもいち早く対応して参りたいと、いい考えがあればということですが、何か町として現段階で考えてることがあれば伺います。

以上であります。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長

○住民課長 ただいまの再質問についてお答えします。

まず、第1点目、維持管理費、コンビニ交付に関する維持管理費について年間472万で、1件当たり1万3,000円、これをどう評価してるかということでもありますけども、やはり利用者数が少ないもんですから、現実的には1件当たりの単価は高くなっていると思います。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、少しでも単価が安くなるようにコンビニ交付利用拡大のために個人番号カードの普及に努めて参りたいと思います。

2点目、生活弱者についての質問でございますが、現段階で町として考えてることがあるかどうかということですが、今のところ、これが最も利用者っていうか生活弱者のためになるというふうなものは今のところございません。これからそういったものが出てくれば、町としては、やはりそういうものに対して対応していくというふうな形で考えております。いろいろな方策、確かに郵便局利用とか、そういったこともあるわけですが、そういうものについても中身を精査しないと、それが必ずしも町のほうで、人的なもの、コスト的なもの、そういったものを含めて、それが対応すべきものかどうかというふうなものを踏まえて判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君

○3番（影山初吉君） 今まで取得可能者の16%であるということではありますが、個人番号カードの取得は遅れているということですが、最終的に何%まで伸ばせるか。これはどういう取組みをしていけばますます取得者が多くなるよということだと思うんですが、この辺も伺っておきます。

また、2、3日前の新聞報道ですが、関連あるから質問しますが、番号カードの交付が遅れているよということで、メーカー側に損害賠償を請求する方針であるという自治体がありますが、そういう報道がされていますが、三春はそのようなことはないのか。遅れているということではありますが、これはメーカー側の問題なのか、遅れてる理由などを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長

○住民課長 ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず、コンビニ交付に関連して、個人番号カード、最終的に何%まで町としては目標にしているのかというふうな話でございましたが、できる限り多くというふうな返答しかできないんですけども、申しわけないんですけども、現実問題として、例えば、先ほど議員がおっしゃった生活弱者とおっしゃられる方については、例えば寝たきりの老人の方とか、そういった方も含まれてきますので、そういった方まで対象にできるかということ、そこはちょっと難しいかとは思いますが。

続きまして、あと2点目、メーカー側の損害賠償について、町としてはどう考えてるんだというふうな話ですけども、今現在は、ほぼ遅延等なくなって問題なく動いているというふうな状況であります。

何で遅れたんだというふうな話だったかと思いますが、現実的に全国で一斉に始まった事業でありまして、そこに全てジェーリス、先ほど申し上げました地方公共団体システム機構、そちらのほうに業務のデータそのものが全て集中して、それでシステムがパンクしたといったことが原因だったかと思えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 第2の質問をいたします。

新三春中学校のスクールバス運行について伺います。開校から3年5カ月になろうとしております。現在でも生徒、保護者よりスクールバス運行について要望、不満を耳にします。そこで、質問をさせていただきます。

- 1 スクールバスの台数と定員数は、について伺います。
- 2 スクールバスのルートと使用バス、また乗車人数は、について伺います。
- 3 遠距離通学でバス利用を4キロ以上とした根拠は何でしょうか。
- 4 4キロ以内でもバスに空席があれば乗せられないか。また、冬期間や下校時だけでも乗車できないか。このような要望、願いは把握しておりますか。
- 5 生徒さんの荷物が多い、重い。見かねた家族が送り迎えするケースが多いと思われます。しかし、送迎ができない家庭もあるはずです。公平性を念頭にさまざまな要望、願いに耳を傾け、真摯に向き合い、問題解決に努力すべきと思います。今後の諸問題に対する取組みについて伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長

○教育課長 1点目について、三春中学校のスクールバス台数はマイクロバスが4台、中型バスが2台の計6台です。乗車定員はマイクロバスが28人、中型バスが44人です。

2点目について、現在のスクールバスのルートと使用バス、乗車人数は以下のとおりとなっております。富沢成田方面はマイクロバスで17人が乗車、実沢庄司方面もマイクロバスで21人が乗車、富沢実沢方面もマイクロバスで20人乗車、狐田過足根本方面もマイクロバスで12人乗車、御木沢方面は中型バスで29人が乗車、鷹巣沼沢斎藤方面も中型バスで32人乗車となっております。

3点目について、バス利用を4キロメートル以上とした根拠といたしましては、文部科学省の「義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号において、「通学距離は小学校に当たっては、おおむね4キロメートル以内、中学校に当たっては、おおむね6キロメートル以内」とされております。しかしながら、丘陵地や谷合が多い当町の特性を踏まえ、4キロメートルとすることを各地区説明会において保護者の方々にお伝えし、同意を得て設定いたしました。

4点目の、バスが空席の場合には乗車させてはどうか、また、冬期間や下校時に乗車させてはどうかに関しましては、運行開始年度に数件の問い合わせがありましたが、遠距離通学生徒の対応としてスクールバスがあることや、特に冬期間は道路状況が悪化し所要時間が長くなることなどをご説明させていただきました。

5点目について、登下校時の安全確保の面からも、生徒所持品の軽減について中学校から生徒に指導を行っております。また、徒歩で通学する生徒が家族により送迎されている実態についても認識はしております。なお、今後も、保護者からの要望について耳を傾けていくとともに、中学校、バス運行业者等の関係者が連携しながら、諸問題に真摯に対処して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君

○3番(影山初吉君) 質問の3点目になろうかと思いますが、再質問をいたします。

なぜ4キロ以上としたのか、今の説明でよくわかりました。しかし、質問にあったとおり、保護者よりスクールバス運行について要望、不満が今でも耳にします。それはなぜか。やは

り4キロ未満でも乗せてもらいたいと、そういう要望がいっぱいあるんです。これは、仮に3キロにしてもなかなか全員の理解を得ることは難しいと思います。しかし、決めたことは教育業界であれ何業界であれ守るのは当たり前です。ただ、決め事だからといっていつもこれを、このままいっていいんでしょうか。少子化が進む中で生徒数も年々減ってくる。減ってくればバス利用者も減ってくる。そういう中で、やっぱり投資も多く、多い投資もした、バス取得などで。

また、業者に運行も委託して、人数が減れば運行経費が安くなるのか、そうもなんないと思います。そういう中で、やっぱり有効活用、適正利用っていいですか、そういう中で、やはり3年半たちますので、この辺で検証して少しでもこういう保護者、生徒さんから理解を得れるような努力をすべきだと思います。誰がやっても全員が納得できるようなことはできません。

しかし、対話を重ねて真摯に向き合えば、少しずつ理解が得られると思いますし、時代に合った、そのようなやっぱ決めが必要だと思いますので、そのようなことから再度質問をいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長

○教育課長 再質問にお答え申し上げます。

今、議員がおっしゃったように、少子化がこれから三春町も仮に加速したとすれば、当然、がらがらのバスを走るわけにはいかないような状態が来るかもしれません。そういう状況が将来的になれば、当然見直しも考えていかなければならないんじゃないかと思います。

また、今、言われたように、3年5カ月が経過しました。丸4年も迎えるわけですが、それを迎えて、やっぱり保護者、利用者、中学校バス関係利用者等々、意見を聞きながら検証をしていくと考えているところであります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君

○3番(影山初吉君) 生徒、保護者より根強い不満、要望があると。時期が来ればということですが、何か町民バスを使って格安にそれに乗ってくださいますとか、何か4年迎えて検証するまで、すぐにでも取りかかれる方策はないんでしょうか。その辺も伺っておきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長

○教育課長 現在は、今のあれについて考えておりませんので、ちょっと考えさせていただくというか、ちょっと協議をしたいなどは思っております。ただ、町バスも八島台方面とか100円で乗れるような方策はとっておりますので、ただ、それが全部ではないので、バスの台数などもありまして。現段階では難しいというふうには考えております、検証まで。以上です。

○議長 坂本副町長

○副町長 ただいまの教育次長の答弁、若干の補足をさせていただきます。

町バスもというお話が出たので、それを含めてのお話となります。確かに、ご質問にあつたとおり、町で持っているバスはスクールバスと町民バスということの2系統ございます。ただ、残念ながら町民バスのほうは台数が少ないという根本的な問題を抱えております。今、議員ご質問の中では、例えば距離が短くても乗れる方法、言い方を変えると、乗りたいときに乗れるような環境をとということだと思います。今、教育次長が回答した中で、一部の生徒

さんは町バスに乗っていただいているというふうな一部分の先行した事例もあります。ただ、これに伴いまして町営バス用の台数をある程度確保しなくちゃいけないという大きな課題がございます。この課題を解決するためには、ある意味、スクールバスの更新時期、何年後に設定するかで変わってくるんですが、それを控えながら、適正なバスの台数を全体的に定めながら、例えば、仮説というふうになりますけども、場合によっては、今スクールバスはある意味、貸し切りバス運行というふうな認識でよろしいかと思えます。

一方、町民バスは乗り合いバスということになります。これを、例えば一緒に運行することができないかといったことを仮説として、費用面あるいは利用者の声などを検証させていただき、そういった研究をさせていただく時間を頂戴したいなというふうに考えております。町としても必要なサービスのためにはそれなりの台数が必要です。これはどちらのバスを運行するに当たっても、それについてはかなりの費用を要するんで、その辺について勉強させていただき、研究させていただく時間を頂戴したい。

その一方、毎年のように保護者からいただくご要望につきましては、基本的には今のシステムは変わらないんですが、その中でできるだけの対応をさせていただくということでご了解いただければ幸いかと存じます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後1時31分)

平成28年9月13日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副町長	坂 本 浩 之

総務課長	佐久間 幸 久	財務課長	佐 藤 保 良
住民課長	遠 藤 信 行	除染対策課長	村 田 浩 憲
税務課長	増 子 伸 一	保健福祉課長	佐久間 孝 夫
産業課長	新 野 徳 秋	建設課長	伊 藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠 藤 弘 子	企業局長	滝 波 広 寿

教育委員会委員長 職務代理者	橋 本 稔	教育長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課 長	影 山 敏 夫	生涯学習課長	本 間 徹

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年9月13日（火曜日） 午後2時10分開会

追加第1 議案の提出

議案第93号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について

追加第2 提出議案の説明

追加第3 議案の質疑

追加第4 議案の委員会付託

第5 付託陳情事件の委員長報告及び審査

第6 付託議案の委員長報告

第7 議案の審議

議案第76号 指定金融機関の指定変更について

議案第77号 町道路線の認定について

議案第78号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の制定について

議案第79号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第80号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
て

議案第81号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第82号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）につ
いて

議案第83号 平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第85号 平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第86号 平成27年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第88号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第89号 平成27年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成27年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入
歳出決算認定について

議案第91号 平成27年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
（追加）

議案第93号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後3時03分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第93号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ
いて」及び、議案第94号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることにつ
いて」の2議案が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第93号及び、第94号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配布)

……………・提出議案の説明……………

○議長 追加日程第2により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長

○町長 それでは、追加議案の説明をいたします。

議案第93号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」

教育委員会委員の宗像俊樹氏の任期が平成28年9月30日で満了となるため、引き続き同氏を委員として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第94号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」

固定資産評価審査委員会委員の宗像正英氏の任期が、平成28年10月31日で満了となるため、引き続き同氏を委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願い申し上げます。

……………・議案の質疑……………

○議長 追加日程第3により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第93号及び、第94号の提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第93号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第94号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

……………・議案の委員会付託……………

○議長 質疑なしと認めます。

追加日程第4により、議案の委員会付託について、を議題といたします。

ただいま議題となっております「議案第93号及び第94号」については、人事案件でありますので、全体会で議案調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

ここで、議案調査のため暫時休憩いたします。関係者は、全員協議会室にご移動願います。

……………・休憩……………

(休憩 午後2時16分)

<休憩>

(再開 午後2時30分)

…………… 再開 ……………

○議長 それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第5により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が9月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、9月5日、7日、10日の3日間、第4委員会室において開会いたしました。

陳情事件第5号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情について

陳情者 郡山市大槻町字六角北19番14 郡山地方農民連 会長 宗像 孝

本陳情は、国会に対し臨時国会においてTPP協定の批准を行なわないよう求めるものです。

以上について、産業課長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、継続審議すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

15番佐藤弘君

○15番(佐藤弘君) ただいまの報告のなかで、継続に至った理由について明確でないようでありますので、理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

○経済建設常任委員長 それでは答弁をいたします。

なお、平成22年11月のTPP協定に参加しない陳情の際には、経済建設委員会として採択いたしました。

しかし、国会での批准審議の大前提である「国民に対しての陳情」が開示されないままであり、情報公開を求めた国会決議に反するものである。

また、アメリカ大統領選挙の主要候補の軒並みTPP協定に反対、そういう意思表示を示している現状にもある。TPP協定は、農業分野の、のみならず医療・保険・雇用など国民生活に密着に関わる問題でもあることから、三春町の利益ひいては国益を配慮しなければならない。

当委員会では国会における十分な審議や国民に対する丁寧な説明が不足しているのではないかと、アメリカや関係各国の動向を見据える必要があるのではないかと、また、輸出拡大、経済再生に資するものと期待されるものではといったさまざまな意見が出され、以上のことから、結論を出すには判断材料が少なく、また十分な審議が尽くされていないとの意見があり、全会一致、継続審議といたしました。

以上です。

○議長 他にはありませんか。

無いようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、陳情第5号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

○議長 よって、委員長報告のとおり決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第6により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月2日に日程設定を行い、9月5日、6日、7日、8日及び13日の6日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第76号 指定金融機関の指定変更について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号 平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

関係する課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月2日に日程設定を行い、9月5日、6日、7日、8日、10日及び13日の7日間第4委員会室において開会し、9月6日には現地調査も行いました。

議案第77号 町道路線の認定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号 平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第90号 平成27年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成27年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、9月2日に日程設定を行い、9月5日、6日、7日、9日及び13日の6日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第79号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第81号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号 平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第84号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成27年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成27年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第87号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第82号及び第88号並びに、只今の追加議案、第93号及び第94号の4議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

○議長 議案第76号「指定金融機関の指定変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第77号「町道路線の認定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号「平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款・項・目、ページ数を示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第85号「平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第86号「平成27年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第87号「平成27年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第88号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第89号「平成27年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第90号「平成27年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書、及び処分計算書（案）について質疑を許します。

（なしの声あり）

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決、及び認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決、及び認定されました。

議案第91号「平成27年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第91号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第92号「平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第92号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第93号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第93号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり宗像俊樹氏を教育委員会委員に任命することに、同意することに決定いたしました。

議案第94号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第94号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり宗像正英氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに、同意することに決定いたしました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　ただいま、桜川河川改修対策、三春町町立学校再編等調査特別、三春町広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　ここで、ただいま選任、同意をされました教育委員の宗像さんが来ておるといことなので挨拶をいただきたいと思います。

（宗像俊樹氏入場）

○宗像委員　ただいまご承認いただきました宗像俊樹と申します。これまでの4年間の経験を活かし、引き続き保護者としての立場から、三春町の教育のためにがんばっていきたいと思います。本日はありがとうございました。

（宗像俊樹氏退場）

……………町長挨拶……………

○議長　本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで、町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長！

○町長　長丁場の9月定例会、全議案、精力的に審査をしていただいて、可決・同意・認定等々していただきまして本当にありがとうございます。

最近でありまして、日がかなり沈んで来たなという思いをしてるわけでありまして。これから朝晩冷え込む季節になるのではないかと思いますけれど、議員の皆様方、健康に留意のうえ、活躍されますように祈念をいたしまして挨拶いたします。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長　これをもって、平成28年三春町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午後3時03分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月13日

福島県田村郡三春町議会

議 長 陰 山 丈 夫

署 名 議 員 松 村 妙 子

署 名 議 員 山 崎 ふ じ 子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第76号	指定金融機関の指定変更について	全員	原案可決
議案第77号	町道路線の認定について	全員	原案可決
議案第78号	三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	全員	原案可決
議案第79号	平成28年度三春町一般会計補正予算(第3号)について	全員	原案可決
議案第80号	平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第81号	平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第82号	平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について	全員	原案可決
議案第83号	平成27年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第84号	平成27年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第85号	平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第86号	平成27年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第87号	平成27年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第88号	平成27年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第89号	平成27年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第90号	平成27年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全員	原案可決及び認定
議案第91号	平成27年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第92号	平成27年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
議案第93号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全員	同意
議案第94号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全員	同意